

【主な施策】

・生活習慣改善指導推進事業〔福祉保健局〕

基本健康診査の要指導者に対する医療機関での事後指導を充実させることにより、生活習慣病予防対策を強化します。

・糖尿病予防自己管理支援モデル事業〔福祉保健局〕

糖尿病予防に取り組む自主グループが行う取組に対する支援を行うとともに、医療保険者等で構成する協議会を設置し、各種保健事業の連携体制を構築します。

・女性のがん対策強化事業〔福祉保健局〕

➤ がん検診等普及啓発事業 <乳がん啓発のシンボルである「ピンクリボン」にちなみ、ピンク色にライトアップされた都庁舎>

乳がん等の予防・早期発見のため、都民に対する普及・啓発を推進します。



➤ マンモグラフィ検診事業

乳がん検診体制を整備するため、区市町村が実施するマンモグラフィ装置の整備を支援します。

➤ マンモグラフィ読影医師等養成研修事業

マンモグラフィによる乳がん検診に従事する医師や診療放射線技師の読影・撮影能力などの向上を図るために研修を実施することにより、正確な乳がん検診の実施を促進します。

地域活動 4

問い合わせ先：日野市健康福祉部高齢福祉課福祉係 電話 042(585)1111（代）

日野市 いきいきウォーキング事業

日野市では、平成17年11月から、「いきいきウォーキング事業」を実施しています。

この事業は、参加者一人ひとりの体力に合わせ、楽しく歩きながら介護予防や生活習慣病予防に役立てることを目的としており、信州大学医学部と協力し、地域のNPO法人を実施主体として実施しています。

参加者はまず3か月のプログラムを作成し、ポータブル運動測定器（市貸与）による歩行姿勢などの指導を受けた後に、ウォーキングの実践を行います。プログラム開始後、定期的に運動量を計測・評価し、その結果を基にその後のウォーキングの指導を受けることにより、自分にあった健康づくりに取り組むことができます。

参加者からは、「関節痛の解消、自立した生活への自信が付いた」「参加することによって明るくなった」などの声が寄せられており、評価も上々です。

なお、プログラムの実施期間中には、節目ごとに運動量の計測と指導などを行う会合や講座を設けるなど、孤独になりがちな運動トレーニングを参加者全員で楽しく実施できるような工夫をしています。こうした場の設定は、参加者同士の交流を図り、仲間づくりの場としての役割を果たし、参加者のメンタル面の改善効果も期待されます。

<ウォーキングの風景>



2 老人保健事業

老人保健法に基づいて実施される老人保健事業は、「健康教育」及び「健康相談」が一次予防、「健康診査」が二次予防、「機能訓練」及び「訪問指導」が三次予防としての役割を担い、さらに「健康手帳の交付」がそれらの連携を促す媒体としての役割を担い、体系的に地域保健活動を推進する役割を果たしてきました。

しかし、生活習慣病の予防は40歳未満からの取組も重要であること、おおむね65歳からは介護予防の観点から生活機能全般の改善を図っていくことが重要であること、などの理由から、現在、国において事業全体に係る見直しが行われています。

都は、これらの見直しに的確に対応しつつ、必要に応じて国へ提案要求を行い、成人期からの健康の保持増進を目指した効果的な取組を引き続き進めています。

<現行の老人保健事業>

・健康手帳の交付

健康診査の記録など健康の保持のために必要な事項が記載された「健康手帳」を交付します。

・健康教育

生活習慣病の予防や健康の増進に関する正しい知識の普及により、成人期からの健康保持に必要な教育や指導を行います。

・健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

・健康診査

生活習慣病の早期発見のため、疾病の疑いのある人をスクリーニングし、健康管理の知識の普及・啓発を図ります。また、疾病やその疑いがあると判断された人に対しては、個別に保健指導、助言、医療機関への受診指導などを行います。

・機能訓練

疾病、外傷等により心身の機能が低下している人に対して、機能の維持・回復に必要な訓練を行います。

・訪問指導

療養上の保健指導が必要と認められる人に対して保健師等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行います。

老人保健事業

○区市町村補助事業

- ・健康手帳の交付
- ・健康教育
- ・健康相談
- ・健康診査
- ・機能訓練
- ・訪問指導

- 基本健康診査
- 歯周疾患検診
- 骨粗しょう症検診
- 健康度評価事業
- 胃がん検診
- 子宮がん検診
- 乳がん検診
- 肺がん検診
- 大腸がん検診

※点線は老人保健法の適用外

○東京都実施事業

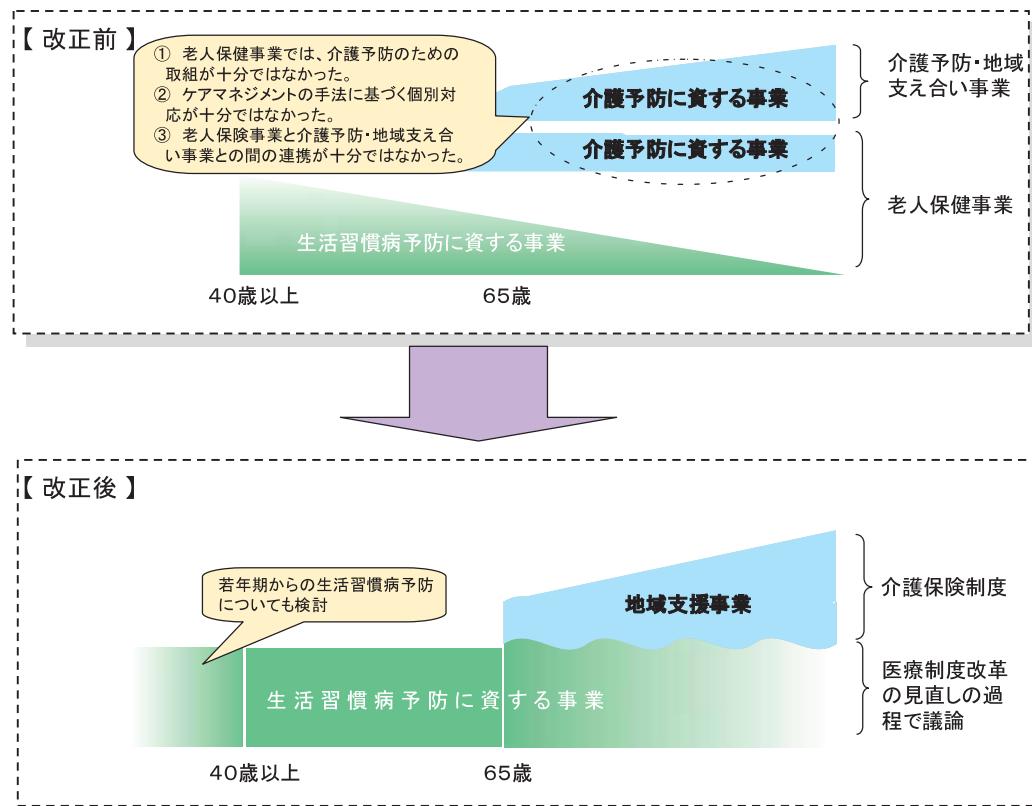
- ・健康診査管理指導等事業
- ・老人保健調査事業

<地域支援事業の創設>

これまでの老人保健事業は、40歳以上を対象として実施してきましたが、平成18年4月の介護保険制度改革の一環として、「健康手帳の交付」及び「健康診査」を除き、平成18年度以降は、40歳以上65歳未満を対象として実施していくこととなりました。

これまで老人保健事業として実施してきた65歳以上に対する「健康教育」、「健康相談」、「機能訓練」及び「訪問指導」は、生活機能全般の改善を図り、要介護状態になることを未然に防いでいくための介護予防事業として明確に位置付け、介護保険制度における「地域支援事業」に再編して実施していきます。

また、生活機能の評価（「入口」）から、提供すべきサービスのマネジメント、その効果の測定（「出口」）までを一体的・連続的に行えるようにするために、平成20年度以降は、「健康診査」も「地域支援事業」の中で実施していくことが予定されています。



資料：厚生労働省公表資料に基づいて作成

第2章 地域における安心な生活の確保

要介護状態になっても、生涯にわたって個人として尊重され、住み慣れた身近な地域で暮らし続けていくためには、介護保険サービスだけではなく、保健・医療サービスや住民相互の助け合い活動など、さまざまなサービスが相互に補い合って提供されることが必要です。

このため都は、地域における総合的・包括的な支援のあり方（地域包括ケア）の構築、認知症になっても暮らし続けられるまちづくり、要介護状態になっても住み続けられる住まいの確保、犯罪や事故の防止、日常生活のちょっとした困りごとへ対応できる助け合いや見守りなど、高齢者が一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していく環境の整備を多角的に進めていくとともに、区市町村に対して必要な支援を実施していきます。

